# さいたま市産休等代替職員制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合において、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員を当該児童福祉施設等の長が臨時的に任用し、市が当該児童福祉施設等の経営者に対し、当該任用に要する経費について毎年度予算の範囲内において補助金を交付するものとし、もって児童福祉施設等の職員の母体の保護又は専心療養の保障及び児童福祉施設等における児童等の処遇を確保することを目的とする。

２　前項の補助金の交付に関しては、さいたま市補助金等交付規則（平成１３年５月１日規則第５９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において「児童福祉施設等の職員」とは、別表第１の施設種別欄に掲げる施設（市内に所在する施設に限る。）に勤務する職種欄に掲げる職員のうち児童福祉施設等の措置費等に算入されている国庫補助の対象である職員をいう。

２　この要綱において「産休等職員」とは、児童福祉施設等の職員のうち、出産することとなる者又は疾病若しくは負傷のため３１日以上の療養を必要とする者で第５条第１号及び第２号の期間中就業規則若しくは労働契約に定めるところにより、労働基準法（

昭和２２年法律第４９号）第１１条に規定する賃金の全額の支給を受けるものをいう。

３　この要綱において「産休等代替職員」とは、産休等職員の職務を臨時的に行うものをいう。

（産休等代替職員の登録等）

第３条　児童福祉施設等の職員として必要な資格を有する者で、産休等代替職員となることを希望するものは、様式第１号の産休等代替職員登録申込書を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の規定により産休等代替職員登録申込書の提出を受けた場合において、当該提出を行った者が産休等代替職員となることが適当であると認めたときは、この者を様式第２号の産休等代替職員登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録するものとする。

（登録名簿の閲覧）

第４条　市長は、作成した登録名簿を関係機関に配布し、産休等代替職員を任用しようとする児童福祉施設等の長の閲覧に供するものとする。

（産休等代替職員の任用）

第５条　児童福祉施設等の長（その者が産休等代替職員の任命権を有しない場合にあっては、その任命権を有する者をいう。以下同じ。）は当該児童福祉施設等の産休等職員の職務を行わせるため次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間、産休等代替職員を臨時的に任用するものとする。なお、産休等代替職員は、

新たに職員を任用することが望ましい。

(1) 産休の場合　出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から産後８週間を経過するまでの期間

ただし、産休等職員から請求があった場合において、児童福祉施設等の長が必要と認めるときは、出産予定日前の期間及び産後の期間をあわせて２週間の範囲内で延長した期間

(2) 病休の場合　病休開始後３０日を経過した日から起算して６０日を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間

（産休等代替職員の資格等）

第６条　児童福祉施設等の長は、次の各号の順序に従い、当該各号に掲げる者のうちから産休等代替職員を任用するものとし、任用に際しては健康診断書を徴する等健康状態に留意するものとする。

(1) 登録名簿に登録されている産休等職員と同一の資格を有する者

(2) 登録名簿に登録されている産休等職員と同一の資格を有する者を通勤の事情で任用できない等やむを得ない理由があるときは、登録名簿に登録されていない産休等職員と同一の資格を有する者

(3) 前２号に掲げる産休等職員と同一の資格を有する者を任用できない特別の理由があると市長が認定したときは、児童等の保護に従事したことがある者、保育士試験の科目の一部に合格した者等で、児童の保護に熱意を有し、かつ、心身ともに健全で

あると市長が認定したもの

（任用の承認申請）

第７条　児童福祉施設等の長は、産休等代替職員を任用しようとする場合は、その任用しようとする産休等代替職員について、必要事項を記載した様式第３号の産休等代替職員任用承認申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 産休等職員の出産予定日の記載のある妊娠証明書又は療養に要する期間の記載のある医師の診断書

(2) 産休等代替職員の履歴書

(3) 産休等代替職員が産休等職員と同一の資格を有しないときは、当該資格を有する者が得られない理由書

(4) 当該施設の就業規則（産休及び病休の取扱いが記載されている部分の写し）

２　産休等代替職員任用承認申請書の提出期限は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次号に掲げる場合以外の産休の場合　任用しようとする日の１月前の日

(2) 病休の場合　原則として任用しようとする日の１０日前の日

３　第１項の規定は、産休等代替職員を変更して任用しようとする場合について準用する。

（任用承認）

第８条　市長は、前条の申請書の提出があった場合において、申請に係る産休等代替職員の任用を適当であると認めたときは、当該

任用を承認の上、様式第４号の産休等代替職員任用承認通知書により当該申請書を提出した児童福祉施設等の長に通知するものとする。

（児童福祉施設等の長の届出義務）

第９条　産休等代替職員の任用について市長の承認を受けた児童福祉施設等の長は、その任用期間中に産休等職員の雇用関係がなくなったとき、産休等職員が就業したとき、又は当該承認に係る産休等代替職員の雇用関係がなくなったときは、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

２　市長は、前項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事実の発生した日から、当該承認に係る産休等代替職員の任用の承認を取り消すものとする。

（状況報告）

第１０条　児童福祉施設等の長は、産休等代替職員の任用に係る事項について市長の要求があったときは、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

（補助金の交付）

第１１条　市は、児童福祉施設等の設置者に対し、市長がその任用の承認を行った当該児童福祉施設等に係る産休等代替職員の任用に要する経費について、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

２　前項の補助金の交付に関しては、規則に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金の交付額）

第１２条　前条の経費に対する補助金の交付額は、別表第２に定める賃金の日額単価（賃金の日額が賃金の日額単価に満たないときは、その賃金の日額）に産休等代替職員が産休等代替職員任用承認通知書に定められた任用予定期間の範囲内において、児童福祉施設等に勤務した日数を乗じて得た額とする。

（交付申請書の様式）

第１３条　規則第５条第１項の申請書の様式は、様式第５号のとおりとする。

２　規則第５条第１項の申請書の提出時期は、補助事業の完了（補助事業等の廃止を含む。）後１５日以内とする。

３　規則第５条第１項第５号の市長が必要と認める事項を記載する書類は次に掲げるとおりとする。

(1) 産休の場合にあっては、出産することとなる職員の出産証明書又は市長が発行する出産に関する証明書

(2) 産休等職員及び産休等代替職員に給与が支払われていることが確認できる書類

(3) 産休等代替職員の出勤簿の写し

(4) 病休の場合にあっては、疾病又は負傷のため療養を必要とする職員の出勤簿の写し

(5) 宣誓書等（様式第７号）

４　規則第５条第１項第１号から第４号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（交付決定通知書の様式）

第１４条　規則第８条の交付決定通知書の様式は、様式第６号のとおりとする。

（暴力団排除）

第１５条　次の各号のいずれかに該当するものは、この補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成２５年４月１日条例第８６号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）。

(2) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。）のうちに暴力団員（条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの。

２　市長は、第１４条の規定により産休等代替職員費補助金の交付の決定を受けたものが前項各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

３　市長は、前項の規定により産休等代替職員費補助金の交付の決定を取り消した場合において、取り消しに係る部分について既に産休等代替職員費補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附　則

１　この要綱は、平成１５年１０月１日から施行し、平成１５年４月１日から適用する。

２　この要綱の施行の日から適用の日までの間の産休等代替職員の任用の承認申請及び任用に要する経費の補助金の交付申請については、第７条第２項及び第１３条第２項の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第１５条の規定は、この要綱の施行の日以後にこの補助金の交付申請書を提出したものについて適用し、同日前に交付申請書を提出したものについては、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

| 施　設　種　別 | 職　　種 |
|---|---|
| ・保育所<br>・助産施設<br>・児童厚生施設<br>・児童養護施設<br>・児童家庭支援センター<br>・児童自立支援施設<br>・乳児院<br>・母子生活支援施設<br>・児童心理治療施設<br>・障害児入所施設<br>・児童発達支援センター<br>・生活保護法による施設（救護施設、更生施設、授産施設）<br>・養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設を除く）<br>・軽費老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設を除く）<br>・婦人保護施設 | ・保育士<br>・看護師<br>・介護職員<br>・保健師<br>・寮母<br>・児童生活支援員<br>・児童自立支援専門員<br>・指導員（児童指導員、生活指導員、職業指導員等）<br>・セラピスト（作業療法士、理学療法士等）<br>・栄養士<br>・調理員 |

別表第２（第１２条関係）

| 賃金の日額単価 | |
|---|---|
| 令和６年度 | 日額　８，２２４円<br>（時給　１，０２８円） |